

こども青少年・教育委員会行政視察概要

- 1 視察月日 令和7年10月29日（水）～10月31日（金）

- 2 視察先及び視察事項
 - (1) 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（滋賀県草津市）
子どもの笑顔はぐくみプロジェクトについて
 - (2) 大阪府医療的ケア児支援センター（大阪府和泉市）
大阪府医療的ケア児支援センターの取組について
 - (3) 大阪府
府立学校におけるいじめ対策について
 - (4) 京都府京都市
京都市立京都御池中学校・複合施設整備等事業について

- 3 視察委員

委員長	大	岩	真善和
副委員長	横	山	勇太郎
同	高	橋	正治
委員	佐	藤	祐文
同	鈴	木	太郎
同	渡	邊	忠則
同	福	島	直子
同	藤	崎	浩太郎
同	柏	原	すぐる
同	井	上	さくら

視察概要

1 視察先

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（滋賀県草津市）

2 視察月日

10月29日（水）

3 対応者

副会長（挨拶）

地域福祉課地域養護・はぐくみ係主任（説明）

4 視察内容

子どもの笑顔はぐくみプロジェクトについて

ア プロジェクトの概要

子どもの笑顔はぐくみプロジェクトは、子どもを真ん中においた地域づくりをさらに進める応援団をつくるため、平成29年8月に設立された。滋賀県の未来をつくる子どもたちが安心して過ごせる居場所を広げ、笑顔をはぐくむコミュニティをつくることを目的としている。運営主体である滋賀の縁創造実践センターは、多様な立場の民間福祉団体が専門分野を越えて集まった協働実践を目指す組織であり、制度や分野を越えて協働するプラットフォームである。

イ プロジェクトの役割と機能

（ア）子どもたちに関わる団体・施設への支援

遊べる・学べる淡海子ども食堂は平成27年の夏に開始され、現在では県内254か所が開設されている。どの食堂も共通して、温かい御飯を囲み、子どもと大人の笑顔があふれている。単なる食事提供にとどまらず、地域住民との交流や学習支援を行う場として機能している。子ども食堂つながりネットワークSHIGAは、運営者向けに、①開設支援助成、②子ども食堂安心・安全促進事業、③うれしいことプラス1助成、④子ども食堂学びサポート助成の4事業が展開され、市町社協との協働による子ども食堂アドバンスプロジェクトである。フリースペース事業では、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を中心に県内21か所（令和7年9月末時点）で実施され、生きづらさを抱える世帯の子どもに居場所を提供し、食事や入浴など生活支援を行っている。さらに、児童

養護施設で暮らす子どもたちの社会への架け橋づくりとして、社会的養護を受ける子どもを対象としたハローわくわく仕事体験を実施し、子どもたちの自立の土台づくりの機会を設けている。令和7年9月末時点で193社の協力企業と連携し、仕事体験や工場・職場見学等を通じた自立に向けた意識づくりや、世の中にあるあらゆる仕事を知るための取組を行っている。

(イ) 地域の資源とのマッチング及びネットワークづくり

スポンサー制度により、企業・団体・個人がボランティアや物品提供、寄付など多様な形で支援を行っている。令和7年9月末時点で、スポンサーは622件に達し、企業からの商品券の寄附や、プロスポーツチームの試合観戦チケット、子ども食堂への図書や本棚の寄附など、地域全体で子どもを支える仕組みが構築されている。

(ウ) 広報・啓発

毎年開催される子ども食堂フェスタなど、県内の子ども食堂の価値や活動を広く知ってもらうための様々なイベントを企画している。また、子どもの居場所事業を行っている団体やスポンサー、その他関係機関や県民に対し、広報誌の発行や啓発グッズの販売も行われ、売上の一部は基金に充てられている。

ウ 質疑概要

Q フリースペース事業は24時間体制か。

A 24時間体制ではなく、曜日を決めて実施している。

Q 特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を中心にフリースペース事業を行っているとのことだが、どのように運営されているのか。

A デイサービスや地域交流館のスペースを活用しており、施設所有の車両を使用し送迎も行っている。

Q 高齢者施設の利用となると、感染症対策が難しいと感じるがどのように対策を行っているのか。

A コロナ禍では場所を移し、地域の公民館などを利用し事業を継続した。現在、マスクの着用や体調不良の場合は休む等の対策を行っている。

Q フリースペース事業はマンツーマンでの支援とのことだが、支援者の獲得が大変に感じる。支援者の育成やボランティアの確保はどのように行っているのか。

A フリースペースは1居場所につき1世帯を基本とし、少人数で

の運営を大切にしている。場所により異なるが、施設職員が業務内で回しているパターンや、龍谷大学のボランティアサークルの学生、元教員のボランティアが携わっている。

Q 学生ボランティアの場合は施設職員も一緒に活動しているのか。

A 学生ボランティアは専門職ではないので、必ず管理人として施設職員が配置され、責任の所在が学生へ行かないようにしている。

Q 300近い子ども食堂があり、地域によって温度感が異なるが市や県などのサポートはあるのか。

A その地域で子ども食堂をやりたいという方は、地域のニーズや特色をよく知っている。そのような方々の声を拾い上げ県の助成金を使用している。

Q フリースペースは原則1か所1世帯とのことだが、現在何人が利用しているのか。

A 高島市以外で12世帯である。

Q 児童の救い上げの判断は社会福祉協議会が行っているのか。

A 学校から情報提供があり、スペースを探す流れである。児童への居場所提供自体は、様々な団体が行っている。

Q 子ども食堂について、本来行政がやるべきことを子ども食堂に頼り切っているという問題はあるか。

A 押し付けられて実施しているということではなく、やりたいからやっている。ボランティア活動であることを大切にしている。

Q フリースペースの対象となる子どもについて事例を教えてください。

A 母の精神的な問題により御飯を作れない等の問題があった。子ども自身に何か障害があるというより、環境に問題を抱えているケースのほうが多い。

Q 特別養護老人ホーム等はどのようなモチベーションで受入れをしてくれているのか。

A 10年受入れを継続してくれる施設もあり、家族のように接してくれている。



(滋賀県社会福祉協議会にて)

視察概要

1 視察先

大阪府医療的ケア児支援センター（大阪府和泉市）

2 視察月日

10月30日（木）

3 対応者

新生児科主任部長兼医療的ケア児支援センター長（挨拶・説明）

4 視察内容

大阪府医療的ケア児支援センターの取組について

ア 医療的ケア児とは

医療的ケア児とは、日常生活や社会生活を営むために人工呼吸器の使用や痰吸引など恒常的な医療的ケアが不可欠な子どもを指し、18歳以上の高校生も含まれる。学校では教員等が喀痰吸引や経管栄養などの特定行為を行うことが認められているが、実施には安全性確保のための厳格な範囲と留意点が定められている。

イ 医療的ケア児を取り巻く現状

医療技術の進歩により、在宅で生活する医療的ケア児は増加傾向にある。大阪府では2020年時点で医療的ケア児が約1757人、人工呼吸器を必要とする児童が約289人と報告されている。2005年からの推計では、医療的ケア児数は約20倍に増加しており、支援体制の整備が急務となっている。

ウ 法制度の概要

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、医療的ケア児の健やかな成長と家族の離職防止を目的に、社会全体で切れ目ない支援を行うことが基本理念として掲げられた。支援措置として、国や地方公共団体には、保育所や学校への看護師配置、相談体制の整備、人材育成などの責務が課されている。また、都道府県には医療的ケア児支援センターの設置が義務付けられている。

エ 大阪府医療的ケア児支援センターの設置と役割・機能

大阪府では令和5年4月、大阪母子医療センター内に大阪府医療的ケア児支援センターを設置した。センターは、医療・保健・福祉・

教育・労働など多方面にわたる相談の総合窓口として機能し、医療的ケア児とその家族への助言や情報提供、関係機関との連携調整を担っている。相談は地域の支援機関を通じて受け付ける体制を基本とし、地域課題の解決に向けた協働を重視している。

また、センターには相談窓口の整備、社会資源情報の提供、家族支援やピアカウンセリング、地域支援機関への助言、関係機関の連携調整、困難事例の情報発信、人材育成など多岐にわたる機能が求められている一方、地域ごとに支援体制や医療資源の分布に差があり、地域の実情に合わせた支援が必要である。

オ 相談対応の実績と地域連携

令和5年4月から令和7年3月までの相談件数は累積で5568回に達し、対応内容は多機関調整、福祉サービス事業所との調整、医療機関との調整が中心である。大阪府は3圏域に分けて連携会議を開催し、好事例の共有や多職種連携、災害対策などをテーマに地域連携を強化している。また医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を進め、府内で561名が修了しているが、活動状況には地域差が見られる。

カ 質疑概要

Q 政令市としてどのように県の支援センターを活用すればよいかアドバイスをいただきたい。

A 区から市、市から県（支援センター）のルートをしっかりとすることが必要である。各区の取組を互いに知らないということがないように、情報共有できる仕組みづくりが必要である。

Q 直接相談の件数はなぜ多いのか。

A 地域で相談体制が整っていない、周知できていないためと感じる。

Q 対象児が増加する中、看護師が不足しているが、時給を上げてもなかなか集まらない、通学同行の手配が難しい等の課題についてはどのように考えるか。

A 大阪府の訪問看護は飽和気味である。看護師1人が全てやらなければならない環境も問題と感じる。休日補填を大事にしていく。豊中市は、学校の看護師が不足しているため市民病院の中に部署を設置し、看護師を学校へ派遣している。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(大阪府医療的ケア児支援センターにて)

視察概要

1 視察先
大阪府

2 視察月日
10月30日（木）

3 対応者
議会事務局議事課総括補佐（挨拶）
教育振興室高等学校課生徒指導グループ主任指導主事（説明）
教育振興室高等学校課生徒指導グループ指導主事（説明）

4 視察内容
府立学校におけるいじめ対策について

ア 府立学校について

（ア）令和7年度 府立学校 学校数（令和7年5月1日時点）

府立高等学校	164校
府立中学校 （併設型中高一貫校）	3校
府立支援学校	47校
合計	214校

（イ）府立高等学校 生徒数（令和7年5月1日時点）

全日制	144校	9万9250人
定時制	17校	1363人
多部制単位制・昼夜間単位制	2校	1013人
通信制	1校	2079人
合計	164校	10万3705人

（ウ）府立中学校 生徒数（令和7年5月1日時点）

府立中学校	3校	841人
-------	----	------

イ 府立高校のいじめ発生状況について

（1）府立高校のいじめ発生状況について

いじめの定義はいじめ防止対策推進法に基づき、心理的・物理的な影響を与える行為で、対象児童が心身の苦痛を感じるものとされている。令和5年度の全国調査では、大阪府の府立高校にお

けるいじめ認知件数の千人率は過去10年間で増加傾向にあり、令和5年度は4.5件となっている。また、いじめの解消率は概ね80%台後半で推移しており、令和5年度は87.4%と全国公立の解消率に比べ高水準となっている。一方で、重大事態（生命・心身・財産に関わる重大な被害や30日以上欠席）は令和3年度以降毎年発生しており、令和6年度には18件が報告されている。

ウ 府立学校の取組について

大阪府は、いじめ防止対策推進法を踏まえ大阪府いじめ防止基本方針を策定した。この方針は府として取り組む施策や学校が実施する施策、いじめ重大事態についての対処を定めるなど、府としてのいじめ対策のための総合的な方針である。

(ア) アンケート調査の実施

府立高等学校・府立中学校では、1人1台端末を使用し年3回（最終学年は年2回以上）「いじめ等アンケート」を実施している。これにより、いじめの未然防止・早期発見につなげ、些細な兆候を把握し積極的にいじめ認知を促している。

(イ) 対応マニュアルの整備

平成19年にいじめ対応プログラムを作成し、それ以降、いじめ対応プログラム実践事例集や携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム等を取りまとめ、いじめ防止対策に取り組んでいる。一方、教職員が問題を抱え込み対応が遅れるケースや、友人同士の些細なトラブルと捉え問題が深刻化するケースなど、初期対応に課題があった。そのため、学校にとって即時性の高い資料が必要となり、「いじめ初期対応のてびき」を作成した。

(ウ) いじめ初期対応のてびき

大阪府教育庁は、いじめ防止基本方針に基づき、学校現場での迅速な対応を支援するため、いじめ初期対応のてびきを作成した。この手引は、いじめの早期発見と初期対応の質を高めることを目的としている。現在のいじめは、SNSなど外から見えにくいコミュニケーションツールを使用した心理的なケースが多く、加害生徒・被害生徒の立場が入れ替わるケースもあるため、教職員は生徒の表面的な言動だけでなく、表情や学級、授業の雰囲気から違和感や変化を察知することが求められる。

また、初期対応の5つのポイントとして、①被害生徒の保護を最優先とする思いに寄り添うケア、②学校いじめ対策組織による

組織対応、③情報収集・正確な実態把握、④指導・支援体制の構築と教職員の共通理解、⑤保護者との丁寧な連携を挙げている。

この手引は、教職員研修にも活用され、事例やフローチャート、セルフチェックシートを含む実践的な内容となっている。

(エ) 相談機関整備と周知

24時間対応電話相談である「すこやか教育相談24」や、LINE相談「すこやか相談@大阪府」、教育センターの相談窓口、ネットトラブル相談「ネットハーモニー」などを整備し、いじめの早期発見・早期対応につなげる。

(オ) いじめ重大事態について

重大事態が発生した場合、教育庁への報告を義務付け、必要に応じて、大阪府立学校いじめ防止対策等審議会が調査を実施する。令和元年以降、重大事態調査は4件行われている。

エ 質疑概要

Q いじめ対策のアンケート調査にて把握したいじめの件数は何件か。

A 教育庁から学校に件数の提出は求めている。学校にて記載の事実について対応している。

Q 保護者との協力関係について特別な取組はあるか。

A 情報共有の遅れが保護者との信頼関係を損ねてしまうため、速やかな連絡を大切にしている。

Q 体罰の事例が過去にあったが、その対策は何か行っているか。

A ハラスメント等についてアンケート調査を行っている。

Q いじめ初期対応のてびきはどのように活用されているのか。

A 全府立学校に配布し、校内の教員研修で活用している。

Q 教育庁はどこまで研修の実施状況を把握しているのか。

A 報告の義務はないため全数の把握はしていない。また学校側も忙しく、全体研修という形では実施できていない。少人数での研修等形式は定めないが、手引を活用するよう周知している。

Q いじめ重大事態は、学校の組織が調査するのか、それとも第三者の調査部会が対応を行うのか。

A 2号案件は学校対応、1号案件は第三者委員会での調査が原則である。

Q 被害生徒は「親に伝えないでほしい」と言っても保護者には伝えることになっている。これは生徒との信頼関係を壊しかねない

がどのような対応を行っているのか。

A 初期に「親に言わないでほしい」と言われたら、なぜそのような発言をするのかアセスメントしていく。生徒の承知なしに伝えることはないため、丁寧に対応している。

Q いじめに対する取組の浸透状況はどのように把握しているか。

A 数値で取りまとめていないが、相談内容の対応方法に関する相談は増加傾向にある。

Q いじめを防止する上で大切にしていることはあるか。

A 事後対応ではなく、事前対応、事前防止に取り組んでいる。

Q いじめが解消されたとする判断基準は何か。

A 被害生徒に直接「大丈夫ですか」と聞くわけではなく、学校生活を見守り、適切なタイミングで教員から声掛けを行っている。また生徒への聞き取りだけでなく保護者への確認も行っている。登校が再開されているかどうかは大きな判断基準である。

Q いじめ初期対応のてびきは新規採用教員の新人研修でも活用すべきだと思うが。

A 新人研修のプログラムについては所管外となるが、日々のOJTの中でいじめ教育等の内容は盛り込んでいく。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(大阪府議会にて)

視察概要

1 視察先

京都府京都市

2 視察月日

10月31日（金）

3 対応者

京都市立京都御池中学校教頭（挨拶）

教育環境整備室担当課長（説明）

教育環境整備室計理調整係長（説明）

4 視察内容

京都市立京都御池中学校・複合施設整備等事業について

ア 複合施設建設のきっかけ

京都市では昭和33年をピークに児童生徒数が減少し、地域から学校統合の要望が寄せられた。平成13年9月には14学区と5小中学校PTAから、3中学校の統合要望書が提出され、平成14年から15年にかけて滋野中学校、城巽中学校、柳池中学校の3校を統合し、京都御池中学校が開校した。当初は城巽中学校跡地に設置されたが、平成18年4月に現在地（柳池中学校跡地）へ移転した。

イ 地元と協働した事業実施

地元では新中学校設立推進委員会が設立され、新しい中学校の在り方や新しい校舎施設について議論が行われた。施設コンセプトに関する地元からの提案として、ひとつづくり・まちづくりの拠点施設、都心部活性化や御池シンボルロードのコンセプトに寄与する施設、将来の人口増や少人数教育に対応できる柔軟な施設、体験や交流等を通じた幅広い学習機会の提供などが提案され、これらはPFI実施方針に反映された。

ウ 複合施設化の検討

京都御池中学校は、次代の教育に対応可能な機能性の高い学校に加え、利便性に優れた敷地の有効活用や、地域ニーズの高い公共施設の整備、御池通のにぎわいを創出する施設として整備された。中学校に加え、乳幼児保育所、老人デイサービスセンター、オフィススペース、拠点備蓄倉庫、賑わい施設などを併設し、地域社会との

連携を強化した。

エ P F I 手法導入の検討と効果等

京都市は平成14年6月に京都市P F I 導入基本指針を策定し、P F I 導入可能性調査を実施した。本事業は京都市初のP F I 事業であり、財政支出の削減と平準化を実現した。従来方式では90.1億円の負担が見込まれたところ、P F I 方式では63.2億円となり、約29.8%の削減効果があった。さらに、設計から維持管理まで一括発注することで効率的な事業実施（意思疎通）が可能となり、民間ノウハウを最大限に活用した高品質な施設整備と維持管理を実現した。この実績は、教育委員会においてP F I 手法のノウハウ蓄積につながり、以降4件のP F I 事業が展開されている。

オ 賑わい施設の併設

京都市のシンボルロードである御池通の活性化を目的に、複合施設内に賑わい施設が設置された。京都商工会議所の要望や姉妹都市であるフィレンツェとの交流促進や北イタリアの情報発信も背景にある。運営委託契約については、京都市と委託契約を結んだP F I 事業者が各店舗と委託契約を締結している。施設内にはイタリアンレストランや、イタリアンセレクトショップ（後に宝石店）、ベーカリーカフェが開業し、地域のにぎわい創出に寄与した。また、子どもたちの職場体験や総合支援学校生徒の実習など、教育活動との連携も実施されている。

カ 質疑概要

Q 小学生と中学生の交流はあるのか。

A 英語の授業で互いに発表しあう授業がある。これから小中交流のプログラムを増やしていく予定である。

Q 給食の配給方法はどうか。

A センター方式である。

Q P T A はどのように組織されているのか。

A 個々の学校で組織されている。

Q どのようにして11クラスあった小学生を同じ建物で受け入れることができたのか。

A 6、7階のオフィススペースの執務室を教室にした。

Q 施設の維持管理費はどのように分けられているのか。

A 共用部分は教育委員会、それ以外は各施設で管理している。

Q P F I 事業はいつ終了したのか。

- A 令和3年に事業は終了している。
- Q 物価高の影響はあるのか。
- A 特に影響はない。
- Q 廊下を挟み両側に教室があるのは使いづらくないか。
- A 廊下を広くするよう設計されているため、十分なスペースが確保できている。
- Q 外国人生徒は増えているのか。
- A 中国籍の生徒が増加している。3か国語が混ざった授業もある。
- Q 閉校した学校は何か活用されているのか。
- A 中学校の部活動等で使用されている。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(京都市立京都御池中学校にて)